

策定の趣旨

I 県立図書館のこれまでの取り組み

昭和55年に現在地に移転・開館して以来、利用者が求める図書資料の着実な提供と、市町立図書館の設立および運営の支援を業務の中心に据えて取り組んできた。その結果、市町立図書館の設置率は、平成22年に100%となり、貸出冊数も増加したが、現在は県立・市町立ともに貸出冊数は減少傾向にある。

II 現状と課題

各種アンケートの実施結果によると、県民の多くは身近な市町立図書館を利用している一方、県立図書館の利用者の70%が大津市在住であるなど、県立図書館の直接利用に地理的な偏りがみられることから、県民全体の財産である県立図書館の資源を全ての県民が利用できていない現状にある。

さらに、県立図書館の資料を市町立図書館を通じて貸出・返却できる「協力貸出」をはじめ、県立図書館のサービスや取組が知られておらず、利用されていない現状がある。

また、人口減少社会の到来や、少子・高齢化の進行、電子書籍の普及や情報通信機器の急激な普及、読書人口の減少など、図書館を取り巻く環境が大きく変化中、図書館が果たすべき役割も変化していると考えられる。

III 策定経過

このような状況を受けて、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示)に基づき、これからの県立図書館のあり方を明確にするために策定する。

県立図書館の目指す姿

I 図書館の普遍的な役割

全ての県民の「知りたい」「学びたい」に答える図書館  
自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える情報拠点としての図書館

- ・生涯学習の拠点としてだけでなく、県民の生活のあらゆる場面で活用される図書館  
～読書だけでなく、生活・仕事・学習等、全ての分野で役立つ、県民の知識や行動が「広がる図書館」～
- ・県民が社会の一員として、社会に積極的に関わり、課題解決のために自ら考え、行動する力を支える社会基盤  
～図書館を通じて学んだことを社会に活かし、県民一人ひとりが社会や人と「つながる図書館」～

II 滋賀県立図書館が10年後に目指す姿

県民は、どこに住んでいても、誰もが、県立図書館や市町立図書館を通じて、県立図書館の資料・情報を迅速に受けることができる  
県民は、県立図書館から、より専門的な資料・情報・レファレンスサービスの提供を受けることができる

- ・県立図書館は市町立図書館と連携・協働し、市町立図書館を支援することで、全県民へサービスを提供する。
- ・「水関係資料」「児童書」等県立図書館ならではの蔵書に直接触れられる場、より専門的に学べる場など「県立図書館」としての魅力アップ。
- ・これまでの図書館利用者に加え、障害者や高齢者、子どもなどより多くの県民の図書館の利用を推進する。

目指す図書館像実現のために重点的に取り組むこと

1 県内各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークの整備・充実

(全県的なサービスの向上)

- 市町立図書館の運営に関する助言・情報提供等の充実
- 司書の資質向上のための体系的な研修、交流
- 新しい課題に対する市町立図書館との共同研究の実施
- 市町立図書館への協力貸出の迅速化
- 電子書籍・データベース等の共同利用の仕組みづくり

(県民の利便性を向上)

- 大学図書館、学校図書館との連携・協働
- 全国的な図書館ネットワークへの参加

2 全ての県民へ向けたサービスの実施

(地理的な障壁の軽減)

- 市町立図書館を通じた資料提供・レファレンスサービス

(来館の負担を軽減)

- 障害のある人、高齢者、外国人など誰もが使いやすいサービスの充実
- インターネット等を活用した情報提供サービスの拡大

(「知的創造」の場の提供)

- 文化ゾーンの立地を生かし、読書とともに自然や芸術にも親しめる豊かな時間を過ごせる場を他の機関と連携して提供

3 地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信

(地域の課題解決支援)

- 環境問題や超高齢社会、地域振興など、地域課題解決に役立つ資料収集・提供

(県の関係機関との連携)

- 県の各部局と連携した県政情報の発信
- 県の政策形成のための資料・情報やレファレンスサービスの提供

4 読書を通じた次世代の育成

(子どもの読書の推進)

- 児童書の全点購入等、本に触れる機会を拡大し、子どもの読書環境の整備
- 子どもの読書活動を推進するため、保護者、教員、ボランティア等への研修・啓発の実施

(学校図書館の支援)

- 市町立図書館と連携した学校図書館の活用支援

5 図書館サービスについての発信・周知

(図書館外でのアプローチ)

- 図書館外での図書館資料・情報等を活用したイベントやセミナーへの出前資料展示・相談等の活動

(情報の発信)

- 遠方の県民でも利用できる非来館サービス等、県立図書館の機能・資料・サービスに関する情報の発信・周知

連携による県民サービスの向上

- ★市町立図書館との連携
- ★大学図書館、学校図書館との連携
- ★県外の図書館との連携
- ★文化ゾーンの各機関との連携
- ★行政機関との連携

図書館サービスを支えるための基盤整備

- 1 全県的な提供を考慮した図書資料等、蔵書の整備  
・滋賀に関する資料・水関係資料の網羅的収集など、県立図書館ならではの蔵書構築
- 2 ITを活用した資料の作成・保存・発信  
・地域の貴重資料のデジタル化およびデジタルアーカイブを充実・多様化する資料形態(電子書籍等)に対応した資料整備・新聞記事等のデータベースの充実
- 3 将来の県民の利用に向けた資料の保存  
・県内の資料保存センターとしての役割を果たすため、保存方法等の検討・保存資料の利用方法の検討
- 4 司書の専門性向上  
・多様化・高度化する資料・情報への要求に対応できる司書の専門性の向上



## 1 アンケートおよび意見聴取の実施

図書館利用の現状等を把握するため、県立および市町立図書館の利用状況や県立図書館に期待する役割等について関係機関から意見を聴取、県立図書館の利用者・非利用者および関係機関等にアンケートを実施、他府県の動向等を調査。

H28.6月 県政モニターアンケート実施 回答数 349人（回収率 88%）

H28.7月 他府県の図書館の現状

※開館日・開館時間・貸出し冊数等基本データ収集

H28.8月 教育委員会協議会 ※あり方策定について広く意見聴取  
県立図書館利用者アンケート 回答数 532人（回収率 83%）

市町立図書館来館者アンケート 回答数 686人

保育士、幼・小・中教諭からのアンケート 回答数 89人

H28.9月 県内経済団体連合会との意見交換

※図書館との連携や期待する役割について意見交換

市町立図書館からの意見聴取

H28.10月 庁内（生涯学習推進本部幹事課）および社会教育委員からの意見聴取

H28.11月 学校図書館部会アンケート 回答数 90人

県立図書館協議会において、県立図書館の現状と課題のまとめと、「あり方」策定についての意見聴取

## 2 アンケート結果等からみた県立図書館の現況

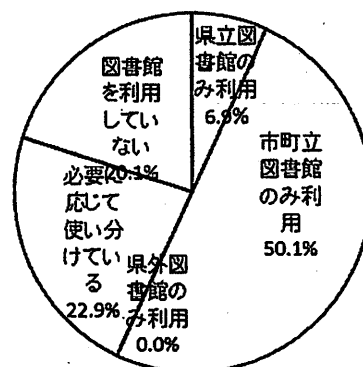
### （1）県立図書館の利用状況

県政モニターアンケートの結果、県立図書館のみの利用および市町立図書館と必要に応じて使い分けての利用合わせて、約3割が県立図書館利用しているが、約半数は市町立図書館のみを利用している。（表-1）

なお、県立図書館利用者アンケートの結果、利用者の約7割が大津市在住である。（表-2）

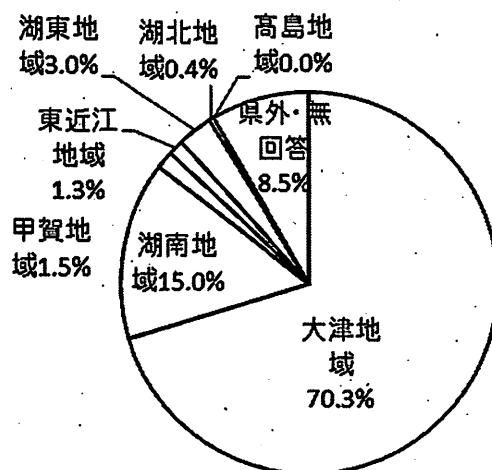
表-1 県立図書館の利用状況（県政モニターアンケート）

県立図書館のみ利用	24	6.9%
市町立図書館のみ利用	175	50.1%
県外図書館のみ利用	0	0.0%
必要に応じて使い分けている	80	22.9%
図書館を利用していない	70	20.1%
計	349	100.0%



表－2 地域別利用者数 (県立図書館利用者アンケート)

大津地域	374	70.3%
湖南地域	80	15.0%
甲賀地域	8	1.5%
東近江地域	7	1.3%
湖東地域	16	3.0%
湖北地域	2	0.4%
高島地域	0	0.0%
県外・無回答	45	8.5%
計	532	100.0%



(2) 県立図書館と市町立図書館の利用状況

6市町の市町立図書館利用者アンケートの結果、約4分の1が県立図書館も利用している。(表－3)

また、県立図書館利用者アンケートの結果、約4割が市町立図書館を利用している。(表－4)

学校図書館部会アンケート結果では、県立図書館のみの利用および市町立図書館と必要に応じて使い分けての利用合わせて、約4分の1が県立図書館を利用している。(表－5)

表－3 市町立図書館利用者の県立図書館の利用状況 (市町立図書館利用者アンケート)

	合計	県立も利用 (年に1回以上)	割合	県立も利用 (数年に1回)	割合	県立利用なし	割合	無回答	割合
高島市	52	3	5.8%	14	26.9%	35	67.3%		0.0%
草津市	70	32	45.7%	26	37.1%	12	17.1%		0.0%
長浜市	306	33	10.8%	57	18.6%	212	69.3%	4	1.3%
東近江市	135	46	34.1%	39	28.9%	48	35.6%	2	1.5%
日野町	17	8	47.1%	8	47.1%	1	5.9%		0.0%
野洲市	106	39	36.8%	25	23.6%	41	38.7%	1	0.9%
計	686	161	23.5%	169	24.6%	349	50.9%	7	1.0%

表－4 県立図書館利用者の市町立図書館の利用状況 (県立図書館利用者アンケート)

	合計	市町立も利用	割合	市町立利用なし	割合	無回答	割合
大津地域	374	122	32.6%	250	66.8%	2	0.5%
湖南地域	80	56	70.0%	24	30.0%		0.0%
甲賀地域	8	8	100.0%		0.0%		0.0%
東近江地域	7	6	85.7%	1	14.3%		0.0%
湖東地域	16	9	56.3%	6	37.5%	1	6.3%
湖北地域	2	1	50.0%	1	50.0%		0.0%
高島地域	0		0.0%		0.0%		0.0%
県外・無回答	45	13	28.9%	10	22.2%	22	48.9%
計	532	215	40.4%	292	54.9%	25	4.7%

表－5 学校図書館部会参加者の図書館利用状況（学校図書館部会参加者アンケート）

	合計	割合	小学校	割合	中学校	割合	高校	割合
県立図書館のみ利用	3	3.3%	1	2.7%	1	3.8%	1	3.7%
市町立図書館のみ利用	51	56.7%	24	64.9%	13	50.0%	14	51.9%
両方利用	19	21.1%	7	18.9%	3	11.5%	9	33.3%
利用していない	17	18.9%	5	13.5%	9	34.6%	3	11.1%
計	90	100.0%	37	100.0%	26	100.0%	27	100.0%

（3）県立図書館を利用しない理由

県立図書館を利用しない理由としては、市町立図書館利用者アンケートの結果でも、県政モニターアンケートの結果でも「地元の図書館を利用する」が最も多くなっている。次いで「交通の便が悪い」となっている。また、「県立図書館を知らない」とする回答もあった。（表－6）

一方、学校図書館部会アンケートでは、「開館日時が合わない」とする回答も多くあった。（表－7）

表－6 県立図書館を利用しない理由

市町立図書館利用者アンケート			県政モニターアンケート		
地元の図書館を利用	244	69.9%	地元の図書館を利用	100	38.6%
必要な図書は自身で購入	4	1.1%	必要な図書は自身で購入	26	10.0%
交通の便が悪い	47	13.5%	交通の便が悪い	83	32.0%
開館日時が合わない	1	0.3%	開館日時が合わない	16	6.2%
県立図書館の存在を知らない	38	10.9%	県立図書館の存在を知らない	9	3.5%
その他	9	2.6%	その他	25	9.7%
無回答	6	1.7%	無回答	0	0.0%
計	349	100.0%	計	259	100.0%

表－7 県立図書館を利用しない理由（学校図書館部会アンケート）

	小学校	割合	中学校	割合	高校	割合
地元の図書館を利用	11	37.9%	5	22.7%	9	52.9%
必要な図書は自身で購入	2	6.9%	5	22.7%	2	11.8%
交通の便が悪い	11	37.9%	4	18.2%	4	23.5%
開館日時が合わない	5	17.2%	7	31.8%	0	0.0%
県立図書館の存在を知らない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	4.5%	1	5.9%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%
計	29	100.0%	22	100.0%	17	100.0%

参考一 県立図書館の貸出し状況について

県立図書館の図書資料購入冊数については減少傾向にあり、それとともに図書資料の貸出し冊数も減少している。(図-1)

県立図書館および市町立図書館の資料を横断的に検索できるシステムの利用は増加しており、市町立図書館間の図書資料の相互貸借についても、県立図書館からのシステム提供により、増加傾向にある。一方、県立図書館の図書資料を市町立図書館に貸す「協力貸出」については減少している。(図-2)

図-1 県立図書館の購入冊数と貸出冊数の推移

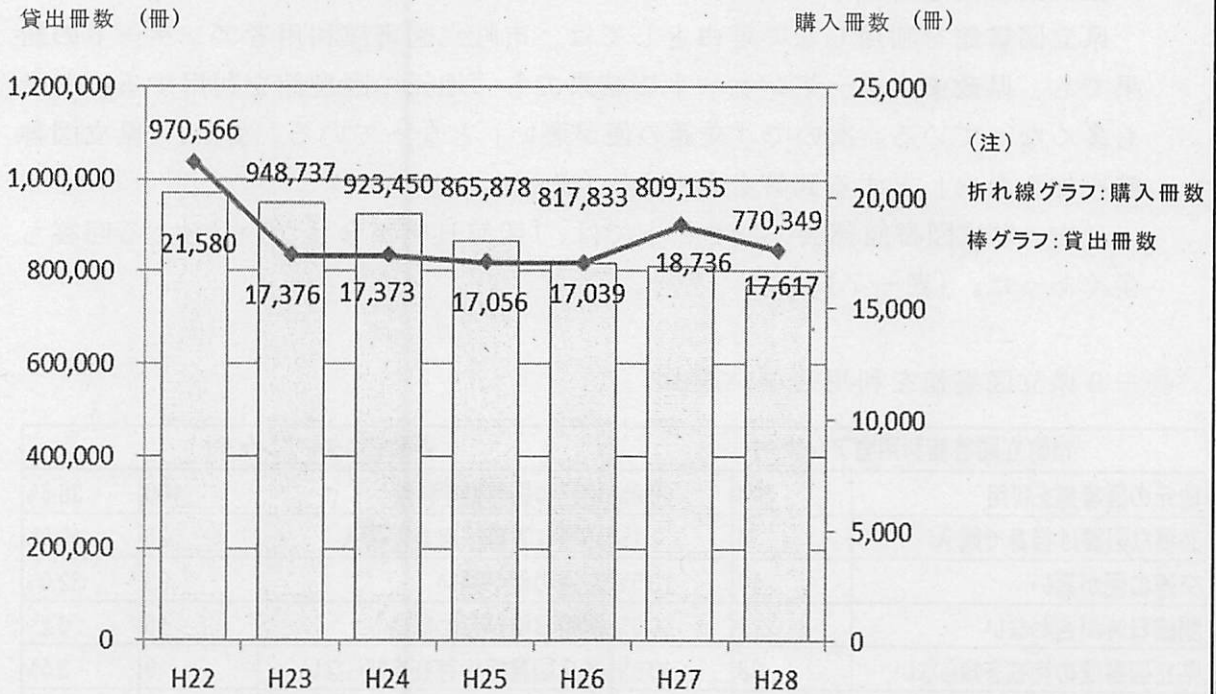
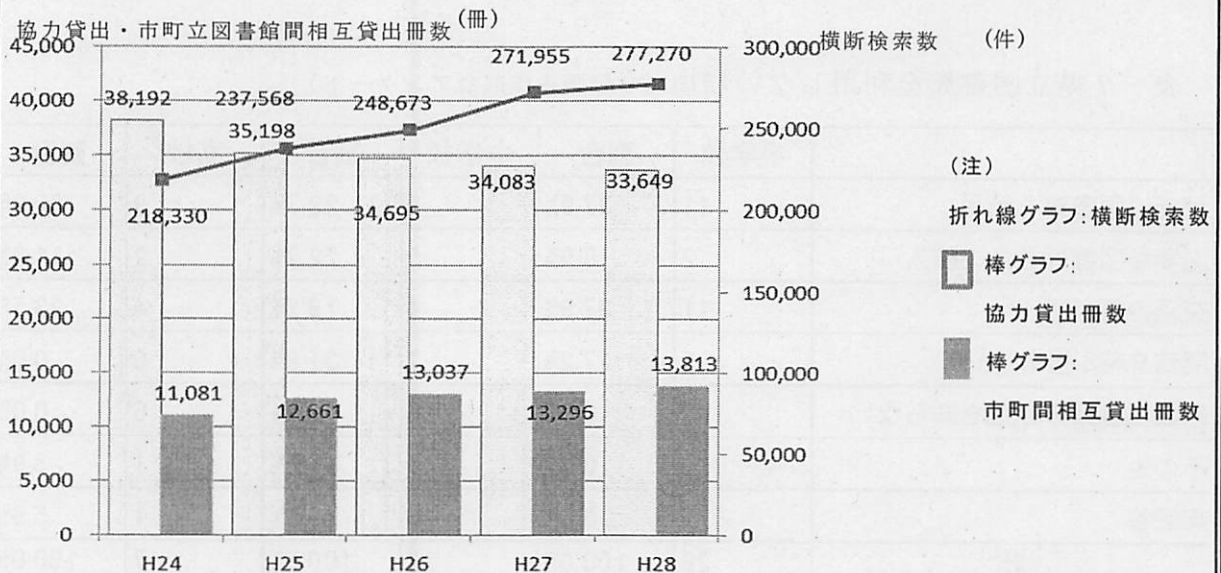


図-2 横断検索件数と協力貸出冊数の推移



(4) 県立図書館のサービスの認知度および利用状況

県立図書館では、直接来館者向けのサービス（貸出し、読書案内、調査・相談等）、市町立図書館への支援（協力貸出し等）、電子情報サービス（古文書、古地図のデジタル画像作成・公開、商用データベース提供等）、障害者サービス（郵送貸出し、大活字本の提供等）、集会行事（お話し会、資料展示等）等を行っている。

しかし、アンケートの結果では、県立図書館利用者にもサービスが十分認知されておらず、市町立図書館利用者および県政モニターには更に認知されていない状況である。（表－8）

表－8 県立図書館サービスの認知（知っている）状況

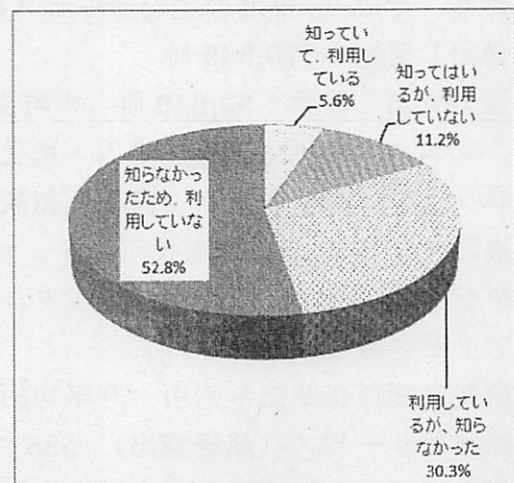
	県立利用者	市町立利用者	県政モニター	
				うち非利用者
図書資料の収集・整備	64.3%	41.5%	63.3%	65.7%
市町立図書館への支援	41.9%	46.4%	49.3%	21.4%
来館者サービス	57.9%	30.9%	43.3%	17.1%
電子情報サービス	34.0%	17.8%	22.9%	30.0%
障害者サービス	18.8%	13.3%	16.0%	8.6%
集会行事	57.0%	24.3%	35.5%	30.0%
全く知らない		34.7%		
無回答	16.2%			

※複数回答のため、合計が100%にならない

また県立図書館では、子どもの読書を推進するため市販されている児童書を全点購入しているが、幼・保・小・中学校教員のアンケート結果では、「知らなかった」とする回答が約8割となっている。（表－9）

表－9 児童書の全点購入の認知度（幼保・小・中学校教員アンケート）

知っていて、利用している	5	5.6
知ってはいるが、利用していない	10	11.2
利用しているが、知らなかった	27	30.3
知らなかったため、利用していない	47	52.8
合計	89	100.0



市町立図書館利用者アンケート結果では、非来館者向けサービス（県立図書館に直接来館せずに利用できるサービス）の利用がいずれのサービスも低い結果となった。（表－10）

表－10 市町立図書館利用者の県立図書館非来館者向けサービス利用状況

	人数(人)	割合(%)
ホームページの「資料検索」	209	30.5%
協力貸出	221	32.2%
レファレンスサービス	16	2.3%
デジタル歴史街道	28	4.1%
滋賀県関係新聞記事見出し検索	35	5.1%
その他	20	2.9%
全く利用したことがない	343	50.0%
計	872	127.1%

（市町立図書館利用者アンケート）

※複数回答のため、合計が100%にならない

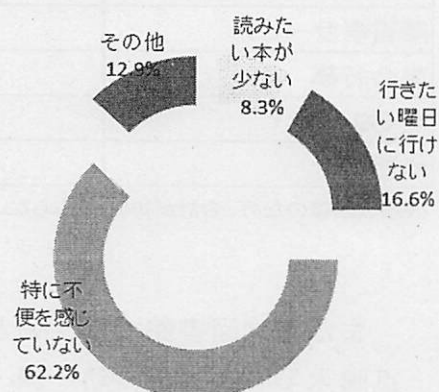
### （5）県立図書館の経費削減による影響について

平成20年度の経費削減による資料費の削減をできる限り抑えるために、休館日を週2日に変更したことについて、県政モニターアンケートの結果では、「特に不便を感じていない」とする回答が最も多く、次いで「行きたい曜日に行けない」となっている。（表－11）

表－11 経費削減による影響について

読みたい本が少ない	29	8.3%
行きたい曜日に行けない	58	16.6%
特に不便を感じていない	217	62.2%
その他	45	12.9%
計	349	100.0%

（県政モニターアンケート）



### 参考－2 県立図書館の主なサービスの利用実績（H28年度）について

県立図書館では、直接来館者および非来館者に向けた様々なサービスをおこなっており、平成28年度の主なサービスの利用実績は下記のとおりである。

- 貸出し冊数：770,349冊
- 協力貸出し冊数：33,649冊（市町立図書館1館あたり701冊）
- リクエスト受付（予約・購入・借受・複写）：92,793件
- レファレンスサービス（調査、相談）：5,956件（口頭、FAX、メール等）
- 複写サービス：64,857枚（電子、マイクロフィルム等）
- デジタルアーカイブ「近江デジタル歴史街道」（貴重資料のデジタル公表）：  
アクセス数12,364件
- 滋賀県関係新聞記事索引：月平均約896件の記事を採録
- 障害者サービス（郵送貸出）：528件、1,544冊
- 集会行事（定例おはなし会、書庫探検、土曜サロン等）：のべ24回開催



(6) 県立図書館サービスの優先事項について

アンケートの結果、県立図書館利用者は、「県立図書館の図書資料の収集・整備」を優先事項とする回答が最も多く、市町立図書館利用者、県政モニター、学校図書館部会では、「市町立図書館への支援」を優先事項とする回答が最も多かった。(表-1.2)

表-1.2 県立図書館がこれから最も優先して進めていくべき事柄

	県立利用者	市町立利用者	県政モニター	学校図書館
図書資料の収集・整備	62.4%	30.8%	28.1%	28.9%
市町立図書館への支援	6.0%	39.8%	40.7%	44.4%
来館者サービス	12.6%	5.7%	10.9%	10.0%
電子情報サービス	3.9%	4.5%	8.9%	7.8%
障害者サービス	2.4%	1.5%	1.7%	0.0%
集会行事	3.8%	2.5%	6.9%	2.2%
その他	2.6%	3.1%	2.9%	2.2%
無回答	6.2%	12.1%		4.4%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

また、幼・保・小・中学校の教員に県立図書館に求める役割についてアンケートしたところ、「読み聞かせ等の研修等、人材育成」をする回答が最も多く、次いで「HPにおける児童書情報の発信」となった。(表-1.3)

表-1.3 子ども読書活動の推進のために教員が県立図書館に期待する役割  
(幼・保・小・中学校教員アンケート)

児童書の全点収集	30	33.7%
児童書に関するレファレンスサービスの充実	30	33.7%
県立図書館HPにおける児童書情報の発信	46	51.7%
読み聞かせ等の研修等、人材育成	62	69.7%
県立図書館の蔵書の団体貸出し	39	43.8%
その他	6	6.7%
計	213	239.3%

※複数回答のため、合計が100%にならない

### 3 これまでにいただいた主な意見

#### 県内経済団体からの主な意見

- 新鮮な情報を提供することに加え、図書館に相談すると次のステップがわかるなど、産業振興と図書館を結びつける活動をしてほしい。
- 県立図書館には従来とは違う役割があるとして、「あり方」を検討してほしい。
- やり方を工夫することで利用者を広げる必要がある。
- 産業育成の観点から、商工労働部局がいかに関わるかが大切。

#### 社会教育委員からの主な意見

- 図書館は県民がチャレンジする時のアドバイザー的役割。
- 「読書」の楽しさを一層感じられる事業を実施し、読書人口増加の推進が必要。
- 居住地によって利用者の利便性に差が出ないように工夫が必要。
- 高齢者、多文化、多様な福祉・人権の視点にたったサービスの充実が必要。

#### 市町立図書館からの主な意見

- 市町立図書館司書の研修等人材育成を支援してほしい。
- 協力貸出等、図書資料面での支援を拡大してほしい。
- インターネットを利用したデータベース活用等、新しい時代に対応した図書館サービス提供に向け、模索と具体的な施策展開が必要。
- 全ての県民の生涯にわたる学びを保障することが重要。

#### 庁内からの主な意見

- 滋賀県および県政情報の県民への情報提供を期待したい。
- 「県の政策立案」を掲げ、資料検索等レファレンスサービスの充実が重要。
- 県の施策と連動した相談会や学習講座、イベントなどの開催を促進。

#### 県立図書館協議会からの主な意見

- 県立図書館の基本である「資料収集」と「市町立図書館支援」の2つの柱を使った一本筋の通ったものを検討してほしい。
- 県立図書館は県民共有の財産であるため、利用者が偏ることなく、公平なアクセスについて考えることが議論の柱となるはず。そのために紙・電子媒体のハイブリット化の可能性についても議論する必要がある。
- きちんと研修を受けた司書が配置されている図書館であることが大きな柱であり、司書の重要性・必要性をもっと県民に周知するとともに、レファレンスサービスをどうするのかの検討が必要。
- 資料整備を第一に、資料をできるだけ集め提供することを死守してほしい。
- 資料整備だけでなく、仕組みも含めた支援のあり方を検討する必要がある。
- 県立図書館の特色を出し、地域の課題解決に役立つ図書館のあり方について検討すべき。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### （一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

##### （二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

##### （三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

##### （四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

#### (五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

#### (六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

#### 2 図書館資料

##### (一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

##### (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

#### 3 図書館サービス

##### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

##### (二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充

実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

#### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供  
イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

#### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

#### (五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

- イ 情報サービスに関する事
- ウ 図書館資料の保存に関する事
- エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関する事
- オ 図書館の職員の研修に関する事
- カ その他図書館運営に関する事

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

## 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

### ア 研修

### イ 調査研究

### ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

## 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

## 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

### ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

### イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

## 5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。